

# 外食業者の 皆さまへ

## 知っていますか？ 取り組んでいますか？ 「米トレーサビリティ法」

米トレーサビリティ法（米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律）は、流通・提供している米において問題が発生した場合に、流通ルートをやや速やかに特定するため、米の生産から販売・提供までの各段階で米や米加工品の移動が分かるようにするものです。

### 外食業者の皆さまが取り組む事項

#### 1 取引伝票の受領・保存

米の取引の際には、納品書等の伝票を受領するか、自身で取引記録（電子データでも可）を作成し、3年間保存してください。なお、伝票を受領する際には、産地や数量などの内容が記録されていることを必ず確認して下さい。

##### 《記録する内容》

- ①品名：取引において通常用いている名称
- ②産地：「国産」、「〇〇国産」、「〇〇県産」、「〇〇市町産」等の一般的に知られた地名  
※産地が3カ国以上ある場合は、上位2カ国のみ記載しその他の産地は「その他」と記載
- ③数量：取引において通常用いる単位
- ④年月日：搬出入した日（困難な場合は受発注日等）
- ⑤取引先名：取引先の氏名又は名称
- ⑥搬出入した場所：場所が特定できるような名称及び所在地

#### 2 消費者への産地の伝達

米飯類を提供する際には、お米の産地を消費者へ伝達してください。

##### 《産地伝達の方法》

- ①メニューへの産地情報の記載
- ②店内への産地情報の掲示
- ③店内への産地を知ることができる方法（例えば、米の産地を掲載しているホームページのアドレス）の提示 など  
※産地が3カ国以上ある場合は、上位2カ国のみ記載しその他の産地は「その他」と記載

##### 【お問合せ先】

栃木県農政部経済流通課（TEL：028-623-2298）または、お近くの農業振興事務所

# 外食業者の皆さまが取り組む事項

## 《取引等の記録（例）》

《米穀に関する取引の記録》

No.	年月日	品名(産地名)	数量	取引先名・所在地	搬出場所	備考
例	平成 24 年〇月〇日	栃木県産コシヒカリ(10 kg)	3 袋	〇〇米穀店 〇〇市〇〇〇番地	同左	
1						
2						
3						
4						
5						

### ①取引等の記録の

「作成と保存」



②一般消費者への

「産地情報の伝達」

## 《メニューや掲示物への表示（例）》

当店では

**栃木県産**

の米を使用しています。



上記の「取引等の記録（参考様式）」及び「掲示物（例）」は、栃木県のホームページから、ダウンロードできます。

【URL】 [http://www.pref.tochigi.lg.jp/g03/kome\\_torehou.html](http://www.pref.tochigi.lg.jp/g03/kome_torehou.html)